

KINZAI レポート REPORT

想定を超えていた 証券口座への不正アクセス比率

全体の0・55%

新型コロナウイルスの感染拡大によって海外への渡航が制限されるなか、世界各地から日本の証券会社が提供するインターネット取引にログインしている事例があることが分かった。なかには、モアイ像で有名なイースター島や固有の動植物が数多く存在することで知られるマダガスカルなど、とてもこの時期に日本人が訪れているとは思えない場所からもアクセスが確認できる。こうした地域からのアクセスの中には、「なりすまし」による不正のログインが多含まれている可能性がある。

不正アクセス検知サービスを提供するカウリスが、今年1月から3月末までを対象に複数の証券会社のネット取引についてログイン状況をモニタリングし

たところ、なりすましなど不正の可能性があるアクセスが全体の0・55%に上ることが分かった。実に200件に1件以上の上る割合で、しかもログイン成功率は91・8%とかなり高い。ログインに使用した端末の「キボード配列（言語設定）」や「IPアドレス」、「時間帯」の3条件が、いずれも海外と思われるアクセスだけを取り出しても全体の0・17%に及ぶ。カウリスの島津敦好社長は、「0・55%という数字は思っていた以上に悪い。不正アクセス禁止法が整備されていなかったり、FATF審査で問題が確認されたりしている国・地域からのアクセスも目立っており、日本の証券業界として危機感を持つ必要がある」と指摘する。

不正アクセスによるログインを許せば、本人の知らないところで有価証券が換金されたり、

証券口座にある資金が不正に送金されたりといった被害につながりかねない。昨年9月、SB I証券において約1億円もの資金が顧客口座から不正に流出していたことが明るみとなった事件は記憶に新しい。

強まる対策強化の要請

銀行口座のインターネットバンキングでは昨年、11億3300万円の不正送金被害が確認（警察庁調べ）されている。カウリスのモニタリングでは、今年1月から3月末までのインターネットバンキングで不正と思われるアクセスは全体の0・7%。上述した証券口座の割合とさほど変わらない。不正アクセスによる証券口座の被害実態は公表されていないが、顧客の知らないところで被害が広がっている恐れがある。

昨年のSB I証券の事件などを受けて、日本証券業協会は3月16日に「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、不正なログインを防止する取り組みの強化を求めた。

金融庁も2月19日に改正した「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の質問集を3月26日に公表し、不正アクセスの対策事例として「IPアドレスやブラウザ言語、時差設定等（中略）の端末情報や画像解析度等を活用することにより、不審・不自然なアクセスを検知するといった対応が考えられる」としている。

島津社長は「国内外で次々と発生している新たなサイバー犯罪の脅威は各社が思っている以上に深刻な状況にある」とし、「証券会社も銀行と同等レベルのモニタリングが求められてきている。最低でも当局が要請するIPアドレスや言語設定などを確認するモニタリングを行うべきだ」と警鐘を鳴らす。

（本誌 北山桂）